

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2015-519428(P2015-519428A)

【公表日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2015-507490(P2015-507490)

【国際特許分類】

C 11 D 3/33 (2006.01)

C 11 D 3/37 (2006.01)

C 11 D 17/06 (2006.01)

A 47 L 15/42 (2006.01)

【F I】

C 11 D 3/33

C 11 D 3/37

C 11 D 17/06

A 47 L 15/42 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年5月15日(2017.5.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0128

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0128】

I.2 本発明による配合物の製造

I.2.1 本発明による配合物2から10及び比較配合物C1の製造

表2に示された通りの修飾ポリエチレンイミン(B)を用いた。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0139

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0139】

清浄化のために、グラスは、食器洗い機の上部陶器バスケットに配列した。用いた食器洗い洗剤は、それぞれの場合に、表1及び表3に示された通りの、本発明による25gの配合物、又は25gの比較配合物であり、表1及び表3は、それぞれの場合に、本発明による配合物の活性成分(A.1)、ベース混合物、ケイ酸塩(C.1又はC.2)並びに化合物(D)又は(E)及び(B)の明細を記載する。洗浄は、55°のクリア-リンス(clear-rinse)温度で行った。水の硬度は、それぞれの場合に、0から2°ドイツ硬度の範囲にあった。洗浄は、それぞれの場合に、100回の洗浄サイクルで行った、すなわち、プログラムは、100回実行されるようにした。評価は、100回の洗浄サイクル後に、質量測定及び目視で行った。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0145

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 1 4 5 】

線状腐食

L 5 : 目に見える線はない

L 4 : 非常に少数の部分における僅かな線の生成、細い線状の腐食

L 3 : 少数の部分における線状腐食

L 2 : いくつかの部分における線状腐食

L 1 : ひどい線状腐食

ガラスの曇り

T 5 : 目に見える曇りはない

T 4 : 非常に少数の部分における僅かな曇り

T 3 : 少数の部分における曇り

T 2 : いくつかの部分における曇り

T 1 : 実質的に全てのガラス表面に渡るひどい曇り

評価の間、中間の等級（例えば、L 3 ~ 4）もまた許容された。